

第34回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成29年5月31日 開会

平成29年5月31日 閉会

浦幌町農業委員会

平成29年5月31日 第34回農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時20分

1 出席委員

1番 佐藤泰彦	2番 石森正浩	3番 高橋福一
4番 福田和己	5番 大坂有	6番 山村幹次
7番 木南和徳	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 阿部優	12番 村岡秀樹	13番 小川博幸

2 欠席委員

11番 森秀幸

3 議事に参与するもの

事務局長	佐藤勇人
農地係長	高橋博勝
振興係長	小川裕之

○議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告について
- 日程第 3 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 4 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 本日、議席番号11番、森委員より所用のため欠席する旨の報告がありました。只今の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第34回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第1「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号8番廣富委員、9番高木委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

●日程第2 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第2「諸般の報告」について事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第3 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第3、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成29年5月31日提出。浦幌町農業委員会会長。土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、幸町に住所を有する方、願出目的は「地目変更」です。調査結果といたしましては、5月12日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、「原野」でありました。議案次ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、地区担当委員の山村委員から現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 本申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり5月12日に現地を確認したところ、雑草が生い茂っており、耕作するには困難な状況であり、現況地目は原野でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第4 議案第2号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第4、議案第2号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案第2号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成29年5月31日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途

に供する用途変更1件の内容です。議案を1枚めくっていただきますと、第2号議案説明資料として一覧表を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、昨年、更なる規模拡大等を理由に法人化しているが、既存施設では収容頭数や衛生管理能力に限界があるため、畜舎等を新設するものであります。用地選定理由としましては、畜舎等の新設を予定しているが、既存施設では収容頭数や衛生管理能力に限界があり、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、124.40ヘクタールから9,749平方メートルを用途変更するもので問題はありませぬ。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありませぬ。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっておりませぬ。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する場合です。議案第2号の説明資料から1枚めくっていただきますと、位置図、計画変更部分図、施設配置図、施設拡大図、平面図、立面図、断面図を添付しておりますので、ご覧いただきご審議願います。なお、本、農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、異議がなければ、只今説明した「農地転用に関する許可基準からみた意見」を付して「浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない」旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませぬか。

(「ありませぬ」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○高橋係長 議案第3号。農地法第5条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成29年5月31日提出。浦幌町農業委員会会長。申請人は、貸主であります下浦幌に住所を有する方、借主は下浦幌に住所を有する法人で

す。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として畜舎等の建設及び作業用通路となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第5条第2項のただし書きで、農用地利用計画に指定された用途に供するときとあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。次ページ以降に位置図、施設配置図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく申し上げます。なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本農業委員会総会で許可相当と判断されたのち、6月23日開催の北海道農業会議常設審議委員会に意見を聴取し、回答を得てからの許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 次に日程第6、議案第4号「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案第4号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条並びに農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。平成29年5月31日提出。浦幌町農業委員会会長。農地所有適格法人は、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3ヵ月以内に事業状況等について農地等の所在地を管轄する農業委員会に報告することが農地法第6条第1項で義務付けられています。農業委員会は、この報告に基づき、その農地所有適格法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて確認することになっています。農地所有適格法人の要件については、農地法第2条第3項で、1. 会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件、2. 主たる事業が農業であるという事業要件、3. 組合員・株主又は社員が農地法第2条第3項第2号イからチに規定される者でなければならないという構成員要件、4. 法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件の4要件が定められています。議案に記載しています1法人につきまして、事業年度終了に伴い農地所有適格法人報告書の提出があり、只今説明しました法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件のすべてを満たしておりますので、「適」と判断するものです。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

○小川議長 事務局より説明が終わりましたが、ここで暫時休憩いたします。

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。先ほどの説明に対し、質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。以上で本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それではこれをもちまして第34回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後2時20分閉会